

日本における移民女性の人権課題

第 89 会期 女性差別撤廃委員会（2024 年 10 月 7 日～ 25 日）の
日本報告書審査に向けて

2024 年 9 月

NPO 法人 移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

〈目次〉

はじめに	2
LOI パラ9	「ジェンダーに基づく女性に対する暴力」	3
LOI パラ12	「人身取引と売買春による搾取」	5
LOI パラ18	「雇用」 妊娠・母性を理由とする差別	7
LOI パラ19	「雇用」 家事労働者条約（第189号）	9
LOI パラ15	「国籍」	11
LOI パラ23-1	「農山漁村の女性や不利な状況にあるグループの女性」 .. (困難を抱える女性支援新法)	13
LOI パラ23-2	「LBT：同性パートナーの在留資格の問題、入管収容」 ..	14
難民と庇護希望者	〈関連する条文：第2条〉	16
永住資格の取り消し	〈関連する条文：第2条〉	18
〈協力者一覧〉	19

はじめに

本 NGO 報告書は、NPO法人「移住者と連帯する全国ネットワーク」（移住連）加盟団体の草の根の声をまとめたものであり、女性差別撤廃条約第18条に基づき日本政府が提出した第9次報告書（CEDAW/C/JPN/9）の審議において、女性差別撤廃委員会が検討するためのリスト・オブ・イシュー（LOI）に基づくセクションを含んでいる。

移住連は、1997年4月に任意団体として設立され、2015年にNPO法人化した。その目的は、日本における移民、移民労働者、難民およびその家族にたいする支援や救援を行い、人権の保護、促進、実現を求めて活動する日本全国の団体・個人のコミュニケーションと協働行動を促進することである。30年弱になる活動を通じて、移住連は、2024年9月現在、118のNGO、市民社会組織、労働組合、宗教団体、専門職団体、女性の権利団体および個人会員621からなる全国ネットワークに成長している。

国内では、移住連は、移民および移民労働者の権利に関する年次会議やシンポジウムを開催してきた。また、書籍や定期情報誌を発行し、それらは、国内市民社会で広く使用・参照されている。さらに、移民や外国籍住民のためのエンパワメント・イベントや活動を企画するとともに、移民とその家族に影響を与える政策の立案に関わる政府省庁との毎年の交渉などを通じて、さまざまな政党や省庁にわたる政治家や官僚とのネットワークを築いてきた。移住連はまた、移民の権利をめぐる懸念がより広範な国際的文脈にも根ざしていることを踏まえ、日本における移民の権利に関する課題についての認識をより広めるため、地域および国際的な移民権利団体・ネットワークと協働してきた。

本報告書の寄稿者は、日本における移民の権利を擁護するコミュニティの活動的なメンバーである。同時に、かれらは、エスニック・マイノリティや外国籍者、移民、難民が日本で直面する社会的、経済的、政治的、文化的、法的な課題のみならず、これら複雑な問題の交差や、政府、日本の市民社会、移民／エスニック・マイノリティ間の関係についても信頼できる見識を有する支援者、研究者、弁護士、ロビイストの専門家でもある。各章では、移民女性が日本で直面する具体的な問題を取り上げ、現状、主な課題と問題点、NGOの様々な政策提言を紹介している。

お問い合わせ、追加情報のご請求は下記までお願いいたします。

NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク

〒110-0005 東京都台東区上野1-12-6 3F

Tel: 03-3837-2316, Fax: 03-3837-2317, E-mail: smj@migrants.jp

LOI パラ9 「ジェンダーに基づく女性に対する暴力」

求める勧告案

1. ドメスティック・バイオレンス (DV) の被害者である移民女性が、在留資格の有無および種類にかかわらず、公的シェルターの入所や生活保障を含めた支援サービスおよび保護を確実に受けられるようにすること。
2. 移民女性が、在留資格の喪失又は退去強制を恐れて虐待関係に留まらざるを得ない状況をなくすため、在留資格制度に関する法制度改正を行うこと。
3. DVの被害から逃れた移民女性に対する在留審査の実態について、出入国在留管理局が有するデータを開示すること。

背景

1. DVの被害者である移民女性が、入管法に違反する場合、被害者に対する保護より、入管法違反への対応が優先されるという問題がある。2021年3月6日、警察に対しDVからの保護を求めたスリランカ国籍の移民女性が、被害者としての保護を受けられず入管に収容された末に、適切な医療を受けられず死亡した事件が発生した。

当時すでに、入管の内部規則は、DV被害者について原則として入管の収容施設に収容せず、必要に応じて婦人相談所に協力を求めるものとして規定していたが、名古屋入管は、当該規則に従った対応をとらず女性を収容し、その後の仮放免許可申請も許可しなかった。DVの被害者である移民女性が、在留資格を喪失している場合や自立支援にかかわる福祉制度の適用が認められない制限的な（不安定な）在留資格の場合、公的シェルターへの入所を断られるケースが多くみられる。

自由権規約委員会(CCPR)は、「第7回日本定期報告審査に係る総括所見」(2022年)において、日本政府に対し、「全ての被害者が、在留資格にかかわらず、迅速かつ十分な援助、支援サービス及び保護を受けられるようにする」よう勧告した(パラ19(c))。

2. 婚姻関係に基づいて在留資格が認められている移民女性について、DVから避難したことや加害者と離婚したことによって在留資格を喪失し、非正規滞在となる問題がある。日本の法制度において非正規滞在者は、入管収容のおそれがあり、収容されなかった場合にも、住民登録から抹消され、ほとんどの行政サービスから排除され、健康保険の加入も出来ず、かつ医療アクセスの保障もないという過酷な地位に陥らされる。この問題のために被害女性が、在留資格の喪失又は退去強制を恐れて、虐待関係に留まらざるを得ない事態、および避難した後に加害配偶者の元に戻る事態が生じている。

この問題は、日本国籍男性の配偶者である移民女性にも生じているが、外国籍男性の配偶者である移民女性においてより深刻な問題を生み出している。特に、外国籍男性が永住者でない場合は、相当長期間日本に在留し国籍国における基盤を失っているような場合であって

も、避難ないし離婚による在留資格の喪失が生じており、保護のハードルが極めて高くなっている。DV被害を受けた移民女性に対する安定的な在留資格の保障が必要である。

日本においては永住許可の厳格化により、従来であれば永住者の配偶者として保護されてきたと考えられる女性が保護されなくなったことが懸念されている。

人種差別撤廃委員会(CERD)は、「日本の第10回・第11回定期報告に関する総括所見」(2018年)において、日本政府に対し、「移民女性が、在留資格の喪失又は退去強制を恐れて、虐待関係に留まらざるを得ないような影響を与えることがないようにするための法改正を行うべきである。」よう勧告した(パラ26(c))。

3. 入管庁の「DV事案に関する措置要領」においては、DV被害を訴えている者が、在留期間更新、在留資格変更、および在留特別許可を求めた事案については、所属の部門等の長は本庁に報告するように規定している。DV被害者に対する適切な在留審査がなされているかのモニタリングにおいて、当事者の上記各申請に対する在留審査の結果は重要なデータであるが、政府は、市民団体からの求めにもかかわらず、申請に対する結果についてのデータを開示していない。

〈参考情報〉

<https://www.bbc.com/news/world-asia-59202306>

Family of women who died in detention files complaint against Japan officials

BBC, November 10, 2021

LOI パラ12 「人身取引と売買春による搾取」

求める勧告案

1. 技能実習制度における転籍の自由への制限は、2024年に改定された「育成就労法」によって若干緩和されるとはいえ、転籍の自由の保障はまだ不十分であり、さらなる改善が必要である。
2. 技能実習生が負担する多額債務の問題は、改定法により一定の基準を立てて受入れ条件とするなど、改善に向けた第一歩を踏み出した。しかし、ILO第181号条約の趣旨を実現する方向で、さらなる改善が進められるべきである。
3. 技能実習制度において指摘され続けてきたさまざまな人権侵害に関しては、改定法においてはほとんど触れていない。現行法を活用した政策展開のほか、必要に応じてさらなる法改定を含む対応が検討されるべきである。

背景

1. 転籍制限

技能実習において転籍制限は3年間であったが、2024年に改定された新たな法律「育成就労法」においても転籍制限は最長2年間に及ぶ。さらに一定の技能及び日本語能力を条件とすることとなったため、劣悪な労働環境であればあるほど、転籍を実現することはより困難となる。

労働基準法においては、有期労働契約の場合でも、1年を超えれば労働者が自由に転職できることとなっている。したがって、移民労働者を差別しないとすれば同様の取扱いとすべきである。

また、本来、転籍の自由という労働者の基本的な権利に対して、技能や日本語能力などの条件を課すべきではない。どうしても条件を付すなら、国の責任において技能や日本語能力を取得するための時間や機会を公的に保障すべきである。

2. 多額の債務負担

育成就労法においては、移民労働者が負担する手数料等について、受入れ条件として一定の基準で規制することとなった。しかし、その基準が、どのようなものとされるかによって、その有効性も違ってくる。有効な基準として機能するよう、慎重な検討が必要である。

また、基準自体が有効なものとなっても、表に出ない非公式費用がかかるのをどのように防げるのかは、なかなか困難な課題である。継続した調査や当事者からのヒヤリング等により、常に実態を把握し続けることが必要である。

ILO第181号条約に関して、日本は1999年に批准済みであり、国内法制も整えて対応しているが、今後、ILOとも連携して送出し国側に批准を広げるとともに、国内では移民労働者の

負担を実質ゼロにする取組みも必要となっている。

3. その他の人権侵害

2023年末現在、40万を超える技能実習生のうち約41%を占める17万人弱が女性である。女性の技能実習生は、縫製業などとりわけ低賃金のセクターに集中していると考えられるものの、技能実習に関するほとんどの統計は、ジェンダー別統計がとられておらず、その実態は不明である。女性を含む技能実習生が直面しているその他のさまざまな人権侵害行為としては、頻発する暴力行為、技能実習生の意思に反する強制帰国及びその脅威による権利主張への制約、妊娠・出産に対するさまざまな制約とその結果としての嬰兒死体遺棄事件の継続的な発生（この課題は特に女性の技能実習生に関わる問題であり、後述する）、日本人と同等以上とはとても言えない低賃金構造などがある。

今回の法改定にいたる過程では、関係閣僚会議決定として「人権侵害行為に対しては、現行制度下でも可能な対処を迅速に行う」とされたにとどまっており、このままではその実効性は期待できない。

なお、技能実習生に対する人身取引は、2021年に初めて4人について認定され、23年にも2人について認定された。

〈参考情報〉

<https://www.asahi.com/ajw/articles/15305864>

Migrant labor law revised to allow longer, flexible stays

Asahi Shimbun, June 14, 2024

LOI パラ18 「雇用」 妊娠・母性を理由とする差別

求める勧告案

1. 技能実習生や特定技能1号労働者の妊娠・出産を理由とした解雇などの不利益取り扱いに対し、制裁を課すなど実効性のある対策をとること。
2. 妊娠・出産を理由とした解雇などの不利益取り扱いの根本的な要因となっている技能実習および育成就労、特定技能1号の在留資格をもつ移民の家族帯同禁止条項を廃止すること。また彼女たちが出産した子どもに安定した在留資格を付与すること。
3. 孤立出産直後の母親の行動について、原則として刑法第190条において不可罰とすること。また技能実習生たちが孤立出産へと追い込まれないよう彼女たちが必要な保健サービスに実質的にアクセスできる体制を整えること。

背景

1. 男女雇用機会均等法によって、技能実習生に対する妊娠・出産による不利益取り扱いは禁止されているにもかかわらず、彼女たちは、監理団体や雇用主、送り出し機関によってしばしば恋愛や妊娠を禁止され、妊娠すれば強制帰国を強いられる等、非人道的な処遇を受けている。また、妊娠した技能実習生は、監理団体等による禁止の下、周囲に知られることへの恐怖や、言葉の問題にくわえ、経済的な負担もあり、必要な保健サービスおよび支援に自力でつながることができないことが多い。

2017年11月1日から2023年3月31日までの間に、妊娠・出産を理由として「技能実習実施困難時届出書」が外国人技能実習機構に提出された実習生は2,062名であり、そのうち、技能実習の継続を希望した人数が244名で、実際に実習を再開できたのは71名であった（2024年6月21日内閣衆質213第136号答弁書）。政府は監理団体や雇用主に対して、妊娠出産した技能実習生に対する不利益取り扱いについては行政処分がなされると繰り返し指導をしている。しかし実際には、妊娠出産に関する技能実習生への不利益取り扱いを理由に処分を受けた監理団体も雇用主もなく、問題が放置されている。

2. 妊娠出産をした場合、技能実習の継続が困難となる背景には、家族帯同が認められていないこともある。この規定により、技能実習生が日本で出産した子には半年間の特定活動の在留資格しか認められず、原則更新も認められない。なお家族帯同の禁止は、特定技能制度における1号労働者や、創設予定の育成就労制度下の労働者にも当てはまる。2023年の厚生労働省統計（「外国人雇用状況」の届出状況まとめ）によると、外国人労働者2048,675人のうち技能実習生は412,501人（20.1%）を占め、特定技能1号労働者を加えると、家族結権が認められていない移民労働者の割合はより多くなる。この結果、出産をした技能実

習生や特定技能1号労働者が就労を継続するのであれば、子を母国に預けて働くという家族分離の生活を強いられている。

3. 強制帰国を恐れ予期せぬ妊娠をした技能実習生が支援に繋がらず孤立出産へと追い込まれ、刑法190条死体遺棄罪や刑法219条保護責任者遺棄罪の容疑で逮捕されるという事件が後を絶たない。2020年11月に予期せぬ妊娠をしたが強制帰国を恐れ誰にも相談できずに一人で自宅で死産をした後33時間の間子どもの遺体を自宅に置いていたことで死体遺棄の罪に問われた技能実習生は、2023年3月に最高裁で無罪が確定した。しかしその後も、技能実習生が孤立死産により死体遺棄罪に問われるケースが発生している。

技能実習制度を含む日本の社会制度の不備が女性達を孤立出産へと追い込んでいるにもかかわらず、孤立死産・流産した女性達には、しばしば刑法190条（死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する）の死体遺棄が適用される。これは、彼女たちに対し、その責任を全てその女性に課すものであり、明らかな女性差別である。さらに、技能実習生の場合、孤立出産に追い込まれやすい状況や、葬祭に関連する国や民族による慣習の違い等も考慮されずに、死体遺棄罪が適用されており、外国人差別でもある。

〈参考情報〉

<https://apjif.org/2022/3/brasor-tusubuku>

**Japanese Court “Forgives” Vietnamese Trainee Convicted of Abandoning a Baby…
Up to a Point**

February 1, 2022

<https://asia.nikkei.com/Spotlight/Japan-immigration/Vietnamese-trainee-acquitted-in-Japan-of-abandoning-stillborn-twins>

**Vietnamese trainee acquitted in Japan of abandoning stillborn twins
Supreme Court case exposed foreign technical interns’ fears of deportation**

March 24, 2023

<https://japannews.yomiuri.co.jp/editorial/yomiuri-editorial/20230325-99626/>

Review Technical Intern Program to Protect Trainees from Isolation

March 25, 2023

1 孤立死産・流産した女性に死体遺棄罪が適用される背景として、同条の遺棄は解釈が定まっておらず、処罰の対象が不明確であることが指摘されている。

LOI パラ19 「雇用」 家事労働者条約 (第189号)

求める勧告案

1. 日本政府は、すべての家事労働者の権利保護のため「家事労働者の適切な仕事に関する条約」(通称「家事労働者条約、(第189号)」)を批准すること。
また、「家事使用人」を労働者として適用するよう労働基準法を改正し、同一労働でありながら雇用主および雇用契約によって異なる労働者としての権利の差別を解消すること。
2. 2017年4月よりフィリピン人女性の家事労働者の受け入れが始まった国家戦略特区における「外国人家事支援人材受入事業」について、受け入れや労働実態について情報を開示し、人身取引の防止や労働者の権利保護のための独立したモニタリング機関を設置すること。

背景

1. 2017年から国家戦略特区の「外国人家事支援人材受入事業」として、東京都、神奈川県、千葉市、大阪府、兵庫県、愛知県でフィリピン人女性が家事労働者として就労している。彼女たちは家事代行業等の企業に雇用され、請負の業務として家事労働を一般家庭で行っている。そして同企業においては、日本人が非正規雇用で派遣労働として同一の労働を行っていることもある。

移民女性に限定すれば、特定活動の在留資格で、外交官および年収1千万円以上の所得のある外国人が雇用する「家事使用人」もいる。また、人数は定かではないが、就労に制限のない在留資格で日本に滞在する移民女性は、個人に雇用される家事使用人いわゆる「家政婦」として、企業に雇われる派遣労働者として、あるいはギグワーカーとして家事労働を行っている。同一労働でありながら多様な雇用関係によって雇われているが、派遣労働者や後述する特区での家事労働者以外の場合は日本の労働基準法から適用除外にさせられ、十分な権利が保障されていない。このように、日本においては、家事労働者は雇用関係において呼び名が異なり、労働者としての権利、保障に差がある。

日本人の家政婦が長時間労働の末に2015年に過労死する事件があった。遺族が遺族補償給付及び葬祭料をもとめ、裁判が行われたが、労働基準法116条により適用除外、労災保険法も適用されないとして、それらを不支給という判決が2019年に下された。その後、厚生労働省では、家庭に直接雇われて働く家政婦(夫)の「家事使用人」について、労働基準法を適用して「労働者」として保護するため、同法を改正する調整に入っている。

2. 国家戦略特区における「外国人家事支援人材受入事業」では、外国人家事労働者は労基法の適用対象となるものの、家事労働者としての権利保護は十分とは言えない。2022年には同事業の下、ニチイ学館が雇用していた外国人家事労働者の大量の雇い止めがあり、内閣

府が調査の上、行政指導を行った。別の企業は家事業務とは関連のない研修を行ったり、さらに別の企業でも家事業務の研修時にハラスメントがあった。このような事件や違反は、NPOやフィリピン大使館によって明らかにされ、制度内の第三者管理協議会へ移民女性が訴えることはなかった。制度の適正実施や労働者保護を行う第三者管理協議会は、制度設計を行った省庁と自治体職員で構成されており、家事労働者が問題を訴えにくい体制と構成員となっている。また、受け入れや労働実態も明らかにされていない。

求める勧告案

1. 民法786条が規定する出訴期間制限により、事実を反することを理由とする認知無効の訴えを提起することができなくなった子については、すでに与えられた日本国籍を剥奪しないものとするべきである。
2. 日本国内で出生した無国籍の子について、生来的に日本国籍を取得する範囲を拡大するべきである。
3. 無国籍を認定する制度及び日本国内で出生した無国籍の子の国籍取得の手続を整備するべきである。
4. 無国籍の防止削減及び無国籍者保護のため、並びに上記1～3の施策の実現のため、1961年無国籍削減条約及び1954年無国籍者地位条約に加入すべきである。

背景

1. 民法786条は、非嫡出子の身分の安定を図るために、認知から一定期間が経過した後は、父子間に生物学的血縁関係が存在しないことを理由に認知無効の訴えを提起することができない、と規定する。
他方、2024年4月に施行された国籍法3条3項は、認知が事実を反する時は、子は日本国籍を取得しない、と規定する。これは認知後何十年経った後であっても、認知が事実を反することを理由に日本国籍を取得時に遡って喪失させ、子が日本国内に在住する場合は非正規在留外国人として扱うものである。しかしこの扱いは、子の身分を著しく不安定にし、児童の最善の利益に反する。子は事実を反する認知がなされたことについて何らの責任もないのであり、このような重大な不利益を課すべき合理的根拠がない。
したがって、国籍法3条3項を廃止し、認知無効を主張し得なくなった子についてはすでに取得した日本国籍も喪失しないものとするべきである。
2. 国籍法2条3号は、日本で生まれた子の父母がともに知れないとき又は国籍を有しないときは、子は日本国籍を取得する、と規定する。しかし、「父母がともに知れないとき」の解釈は曖昧であり、「国籍を有しない」の定義も国内法に存在しない。また、父系血統主義など父母は判明しているがその本国籍によれば子が父母の国籍を取得し得ない場合には出生時に日本国籍を取得できないなど、適用範囲も狭い。さらに国籍法8条4号の簡易帰化も適法在留が求められ、かつ法務大臣の裁量に委ねられる。無国籍となった事情について子には一切の責任がなく、また無国籍となった原因如何で保護の必要性も異ならないのであるから、親の国籍を承継しない子の日本国籍取得の範囲を拡大するべきである。

3. 日本には無国籍者を認定する制度が存在せず、その判断は場当たりのであることが少なくなく、いずれかの国籍を有するのに在留カードに無国籍と記載される、またはその逆の場面も見られる。また、国籍法2条3号に該当する子の日本国籍を確認する制度も存在せず、各自で「就籍申立」という裁判手続を行う必要があり、精神的にも経済的にも負担が大きく、その結果無国籍のまま保護を与えられずに放置される子が発生する。

したがって、無国籍を認定する制度及び無国籍児の日本国籍を確認する制度を設けるべきである。

4. 我が国で無国籍の防止削減及び無国籍者の保護に関する施策の整備が進まないのは、無国籍者の取扱いは国内管轄問題であるとの誤った認識に起因するものである。したがって、無国籍の防止削減及び無国籍者の保護が我が国において実効性を持って実施されるよう、無国籍削減条約及び無国籍者地位条約に加入すべきである。

LOI パラ23-1 「農村漁村の女性や不利な状況にあるグループの女性」 (困難を抱える女性支援新法)

求める勧告案

1. 2024年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」において、在留資格の種類や有無を問わず移民女性を支援対象とすること。
2. 本法の実施にあたり、民間団体との協力を移民女性当事者をふくむ移民女性支援団体を含めること。

背景

1. 2024年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行された。この法律は、女性の人権尊重、安心して自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、困難を抱える女性の福祉増進と支援に関する必要事項を定めたものである。しかしながら、この新法には、現在日本社会の一員として日本に暮らす移民女性の困難が反映されていない。出入国管理庁2023年12月末統計では、在留外国人340万人のうち女性はおよそ169万7000人とその半数を占めている。従来国際結婚にくわえ、昨今は就労系の在留資格や就労する外国籍の夫に帯同する「家族滞在」の移民女性の増加が著しく、移民女性の在留資格は多様化している。

移民女性は、ジェンダー、国籍やエスニシティ・人種によって複合的な差別にさらされやすく、多くの困難を抱えている上、在留資格の種類や有無により支援が制限されている現状がある。たとえばDV被害者であっても在留資格の喪失をおそれ、暴力から逃れにくく、配偶者のもとを離れる場合でも、日本国籍者が当然受けられる福祉的支援が在留資格によって制限される。不安定な雇用形態で働くことが多く、生活基盤が脆弱で生活困窮に陥りやすいが、身分に基づく在留資格以外の場合は、生活保護制度という最後のセーフティネットからも排除されるなど、女性の人権尊重、安心して自立できる生活とは程遠いものである。生活保護から排除されている女性は78万6500人弱と全外国籍女性の46.3%にのぼる。本法の目的を実現するためには、移民女性の在留資格の種類、有無を問わず支援対象とすると明記すべきである。

2. 本法では、民間団体との協働により女性の自立性と意向に留意し支援を行うことを定めている（同法第13条）。これまで移民女性への支援活動は、女性当事者の支援活動を生み、困難を抱える移民女性のエスニシティを尊重し、日本での生活支援に尽力し実績をあげてきた。残念ながら、この官民の協働には地域差が存在する。それを解決するためにも、これらの民間の社会的資源と国、公共団体との協働を明記すべきである。

LOI パラ23-2 「LBT：同性パートナーの在留資格の問題、入管収容」

求める勧告案

1. 日本政府は、日本において同性婚が認められるまでの間にも、日本人と同性パートナー関係にある外国籍者に対し、そのパートナー関係に基づく在留資格を付与すべきであり、その在留資格は異性パートナー関係に基づく場合と同等の在留資格であるべきである。なお、少なくとも当該外国籍者の本国においても同性婚が認められていない場合には、パートナー関係に基づく在留資格の付与にあたり婚姻をその要件とすべきでない。
2. 入管収容施設において、トランスジェンダー移民女性の性自認とニーズにしたがった公正な処遇が行われるべきである。

背景

1. 日本においては、同性婚が認められていない。またそもそも、性的指向及び性自認に基づく差別を明示的に禁止する法律が存在しない。

こうした背景のもと、日本国籍者と外国籍者の同性カップルの場合、その外国籍者の本国で婚姻が登録されている場合でも、パートナー関係に基づいて在留資格が与えられることはなかった。この取扱いについては、外国籍者同士の同性カップルの取り扱い（その婚姻がその双方の本国において届け出られている場合で、そのうちの一方が日本において在留資格を有する場合は、他方はそのパートナー関係に基づき、原則として「特定活動」の在留資格を得ることができる）に比し、法の下での平等を定めた憲法14条の趣旨に反するとの判断が下された（東京地方裁判所2022年9月30日判決）。以降、日本国籍者の同性パートナーである外国籍者に対しては、その外国籍者の本国において婚姻が登録されていれば、原則として「特定活動」の在留資格が付与される取り扱いとなった。

しかしながら、「特定活動」の在留資格は、日本国籍者の異性パートナーである外国籍者に与えられる在留資格に比し、就労が当然には認められず、認められる場合も時間制限があるなど、劣後した在留資格である。これは性的指向に基づく差別である。

また、外国籍者の本国においても同性婚が認められていない場合、日本国籍者の同性パートナーである外国籍者は、そのパートナー関係に基づいて在留資格を得ることができない。そのようなカップルは、外国籍者が自らの仕事などによって在留資格を得られない限り、日本国籍者が当事者でありながら、日本で共に暮らすことをあきらめるしかない。これは、性的指向に基づく差別であり、また、家族関係や私生活の尊重、家族形成の権利の侵害であり、日本国籍者の居住の自由の侵害であるから、是正されるべきである。くわえて、外国籍者が在留資格を有しない場合、住民登録ができないので、自治体によるパートナーシップも拒否されることがある。

2. 日本では、そうした背景のもと、入管収容施設において、トランスジェンダーの移民は独房に入れられるなど、隔離されるケースが発生している。また収容施設では、ホルモン剤の使用が認められておらず、トランスジェンダー移民は、心身の不調をきたしがちである。

〈参考情報〉

<https://www.asahi.com/ajw/articles/15271758>

Japanese lesbian couple granted refugee status in Canada

THE ASAHI SHIMBUN May 18, 2024

<https://english.kyodonews.net/news/2022/09/31607c098903-court-rejects-long-stay-visa-for-gay-us-man-married-to-japanese.html>

Japan court reject long-stay visa for U.S. man in same-sex marriage

Kyodo News, September 30, 2022

<https://www.japantimes.co.jp/community/2020/10/19/issues/transgender-woman-japan-immigration/>

A transgender woman caught in the system finds help from the community

The Japan Times, October 19, 2020

難民と庇護希望者 <関連する条文：第2条>

求める勧告案

1. 国際的保護を必要とする全ての女性や少女に対して、ノン・ルフールマン原則を厳守すること。そのために、全ての難民申請者の送還停止効を維持すること。また、女性や少女が、生命が危険にさらされたり、ジェンダーに基づく暴力を含む深刻な形態の差別、あるいは、拷問又は非人道的な、若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けたりする可能性があるいかなる国にも、どんな状況においても送還されないことを確保するために必要な、あらゆる措置を講じること。
2. 国際的保護の必要性について、包括的な判断を確実に行うこと。そのために、ジェンダー関連の形態の迫害に関する難民申請を適切に認識し、女性や少女の庇護希望者の出身国における実際の状況を考慮すること。また、庇護手続き全般において、ジェンダーに配慮したアプローチをとること。例えば、庇護申請のインタビューに法的代理人や支援者の同伴を認めること。
3. 庇護手続きの全般を通じて、安全な住居、食料、必要な社会的サービス、及び医療（性と生殖の健康と権利を含む）を始めとする適切な生活水準を確保すること。そのために、女性や少女に特有のニーズを考慮した上で、物質的支援や居住施設の利用可能数を拡充すること。

背景

1. 2024年6月に施行された改定入管法により、3回目以降の難民申請者（2回以上の難民不認定を受けたことがある者）について、難民申請中の送還を行うことが可能となった。日本の難民認定制度には様々な課題があり、難民として認定されるべき人が、1回目の申請で十分に認定されているとは言い難い。特にジェンダーに起因する迫害のおそれを有する者の保護について、政府が「難民該当性判断の手引き」の策定により明確な方針を定めたのは2023年のことである。過去の不認定を理由に、送還を可能とすることは適切ではない。
2. 2023年、日本では13,823人が難民申請を行った。そのうち2,363人が女性で、19歳以下の女性は514人である。同年、難民認定を得た人の数は303人に留まる一方で、不認定の判断を受けた人の数は7,627人に上る（一次審査、審査請求の合計）。認定・不認定者について、性別の内訳は明らかにされていない。難民審査期間は平均約3年であり、難民申請から認定まで10年以上を要する事案も珍しくない。性的暴行の被害者のある女性の難民申請者は、難民の地位が認められるまでに、申請から約6年、インタビューから約3年半を要した。上述の難民条約の文言の解釈に関する国内ガイドラインでは、FGMのみがジェンダーに起因する迫害の具体例として挙げられている。国家による効果的な保護の有無も適切に評価

されておらず、非国家主体からのジェンダーに基づく迫害を理由に難民申請を行ったある女性の庇護希望者は、出身国の当局に対して保護の申立てを行わなかったことを理由に、難民不認定の判断を受けた。

庇護手続きにおいて、トラウマを抱える申請者や性的暴力の経験者を支援するような環境は整えられておらず、申請者は、センシティブで個人的な情報を打ち明けることに困難を感じている。一次審査のインタビューにおいて、第三者の同席は原則認められていない。審査請求のインタビューにおいて、性的暴行を受けた申請者に対して、「美人だったから狙われたのか」等の不適切な質問が行われた事案も報告されている。また、庇護面接の前後において、心理カウンセリングを始めとする支援サービスを紹介する制度は設けられていない。

3. 国は、女性を含む庇護希望者に対して安全な住居や医療、食料を始めとする適切な生活水準を確保する役割を果たしておらず、入国間もない庇護希望者の多くが、公的支援が全く無い中で、ホームレス状態を経験している。2023年度に、政府が住居を提供した難民申請者の数は88人だった。そのうち女性の数は23人で、年間の難民申請者のごく一部に過ぎない。金銭的支援を受けた難民申請者の数は年間658人で、申請から受給までの平均期間は61日だった。

あるNGOでは、女性を含む脆弱性が高い申請者を中心に1年間で約250人に対して住居提供を行った。例えば、シングルマザーのある女性は、難民申請を行ってから約5か月間、政府による支援を一切受けることができず、民間支援団体が手配したホテルやシェルターを転々としていた。

〈参考情報〉

<https://eastasiaforum.org/2023/08/16/refugee-rights-in-japan-are-fading-fast/>

Refugee rights in Japan are fading fast

16 August 2023 East Asia Forum

永住資格の取り消し 〈関連する条文：第2条〉

求める勧告案

日本政府は、2024年6月に成立し、3年以内に施行が予定されている、出入国管理及び難民認定法の改定案のうち、「永住者」を対象とする新たな在留資格取消事由の創設及びこれに関連する規定（永住許可の要件及び在留資格取消に関する国または地方公共団体の職員の通報制度に関するもの）を廃止すべきである。

背景

2024年6月、在留資格「永住者」により在留する者を対象として、(1)出入国管理及び難民認定法上の義務を遵守しないこと、(2)故意に公租公課の支払をしないこと、(3)一定の罪により拘禁刑に処せられたこと、の3つの場合に在留資格取消の対象となるという入管法改定案が成立した。同法案では、永住許可の要件を厳格化するほか、在留資格取消事由について、国や地方公共団体の職員が入管庁に通報ができる旨の規定ももうけられている。施行は3年以内とされている。

新たな在留資格取消事由は、日本生まれの者や未成年のころから日本で生活する者も含め、日本に生活基盤を有する永住者を対象として、軽微な法違反により在留資格を取り消すものであり、性別にかかわらず外国籍者の立場を不安定にするものであるが、取消事由のうち、「故意に公租公課の支払をしないこと」については、シングルマザーとして子を養育する移民女性や、配偶者として在留する移民女性が、貧困のために公租公課を納付できない場合に取消の対象になるおそれがある。日本では、ひとり親世帯の貧困率が44.5%（2021年）と非常に高く（厚労省「国民生活基礎調査」）、国籍別データはないものの外国籍ひとり親世帯も同様と考えられる。

永住資格の取消に関しては、2024年6月25日、国連人種差別撤廃委員会（CERD）より日本政府に対して、永住資格をもって生活する外国籍者の保護を確保するため、見直し又は廃止の措置について回答を求める書簡が発出されている。

（CERDからの書簡）

https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2FCERD%2FALE%2FJPN%2F10004&Lang=en

協力者一覧 (50音順)

〈執筆協力者〉

生田志織	(認定NPO法人難民支援協会)
伊藤里枝子	(NPO法人JFCネットワーク)
河野優子	(弁護士)
近藤博徳	(弁護士)
佐久間順子	(コムスタカ—外国人と共に生きる会)
定松文	(恵泉女学園大学/C189勉強会/国際移動とジェンダー研究会)
鈴木雅子	(弁護士)
高谷幸	(東京大学)
旗手明	(公益社団法人自由人権協会/外国人技能実習生権利ネットワーク)
新倉久乃	(和光大学/カラバオの会)
丸山由紀	(弁護士)
山岸素子	(カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター)

〈英語版編集〉

藤本伸樹	(ヒューライツ大阪/移住連国際人権部)
細木ラルフ	(上智大学/移住連国際人権部)
村西優季	(NPO法人NGO神戸外国人救援ネット/移住連女性プロジェクト)

〈日本語版編集〉

高谷幸	(移住連女性プロジェクト)
山岸素子	(移住連女性プロジェクト)

NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク
〒110-0005 東京都台東区上野1-12-6 3F
Tel: 03-3837-2316, Fax: 03-3837-2317, E-mail: smj@migrants.jp